

# 中小企業振興資金融資制度要領

## 【共通要領】

### (目的)

第1条 この要領は、旭川市中小企業振興基本条例第12条に基づき、中小企業者等（以下「企業」という。）に対し、事業の維持発展に必要な融資制度の整備を図ることにより、本市の産業経済の振興発展に寄与することを目的とする。

### (企業の範囲)

第2条 この要領における企業の範囲及びその用語の意義は、次のとおりとする。

中 小 企 業 者	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に該当するものをいう。
中小企業等協同組合等	中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の規定に該当するものをいう。
中 小 企 業 者 等	中小企業者及び中小企業等協同組合等のほか、小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成する任意の団体で市が認めるものをいう。
小 規 模 企 業 者	中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に該当するものをいう。

### (資金の種類)

第3条 中小企業振興資金の種類は、次のとおりとする。

区分	No.	資金の種類
経営安定化対策	1	一般事業資金
景気変動等緊急対策	2	緊急対策資金
産業活性化対策	3	大型設備等導入資金
	4	企業立地促進資金
	5	経営革新・販路拡大等支援資金
	6	バリューアップサポート資金
	7	新規創業支援資金
	8	中心市街地新規出店支援資金
金融環境調整対策	9	ニューパワーアップ資金
	10	借換資金

### (融資対象)

第4条 融資対象は、第2条に掲げる者であって、次の各号に該当する者とする。

- 市内に事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営んでいる者で、今後も引き続き市内でその事業を営もうとする者。市外で事業を営んでいた者が市内に事業所を移転した場合は、期間を通算するものとする。
- 許可・認定・認証・登録・指定・届出など（以下「許認可等」という。）を要する業種（事業の規模等により許認可等を要しないものは除く。）については、その許認可等を受けている者。
- 原則として、北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる者。中小企業等協同組合等にあつては、信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる者又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいる者。
- 法人は登記上の所在地が原則として市内にあること。

2 前項の規定のほかに必要な事項及び各資金の目的等から前項各号のいずれかを適用しない場合については、各資金の個別要領において定めるものとする。

### (貸付条件)

第5条 この融資の貸付利率、貸付限度額、貸付期間、連帯保証人、担保、信用保証等の融資条件は、各資金の個別要領で定める。

2 貸付利率については、別に定める「旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき定めるものとする。

3 市は、運用基準に基づき貸付利率、預託倍率、預託利率等の運用条件を改定した場合は、速やかに取扱金融機関へ通知するものとする。

### (取扱金融機関)

第6条 この融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表に掲げる金融機関で、第11条に基づく市との預託契約を締結している金融機関の本支店とする。ただし、この融資制度の運用上、特に必要と認められる場合には、別に定めることができるものとする。

2 前項のほか、小規模企業者の利便性の向上を図るため、融資取引について、金融機関の組織運営上、市外所在の統轄する店舗等で取り扱う場合にあつては、融資実行に伴う預託管理を、市内に所在する同金融機関の本店又は支店で行う場合に限り、取扱金融機関とする。

### (融資あっせん機関)

第7条 取扱金融機関に対する融資あっせんは、各資金の個別要領で定める場合を除き原則として、旭川市、旭川商工会議所及びあさひかわ商工会（以下「あっせん機関」という。）が行うものとする。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に、各資金の個別要領に定める書類を添付の上、あっせん機関へ申し込むものとする。

2 一般事業資金の融資を受けようとする者は、既往債務を借り換える場合を除き、旭川市中小企業振興資金融資申込書（共通様式第1号）に、当該資金の個別要領に定める書類を添付の上、取扱金融機関へ直接申し込むことができるものとする。

(融資のあっせん)

第9条 あっせん機関は、前条第1項による融資あっせん申込みを受けたときは、対象要件及び申込内容等の審査を行い、必要があるときは現地調査等を実施した後、融資あっせんの適否を決定し、適当と認めるものについて、取扱金融機関へ融資あっせん書（共通様式第3号）により融資のあっせんを行うものとする。ただし、貸付条件は融資実行時のものとする。

(融資の取扱い)

第10条 融資を受ける者は、この制度の趣旨を踏まえ、資金使途等、適正に利用しなければならない。

2 取扱金融機関は、この要領に従い適正で効果的に融資の取扱いをするものとする。特に、対象業種、資金使途、貸付限度額等に十分留意するものとする。

3 取扱金融機関は、この融資の実行に関しては他の一般貸出と区分して取扱い、融資申込者に対して歩積・両建などの拘束性預金は求めないものとする。

(資金措置)

第11条 市は、この融資制度の運用のため、毎年度の予算の範囲内で融資枠を定め、各取扱金融機関の融資の取扱状況に応じて、運用基準に基づき定める預託倍率により、各取扱金融機関へ原資の預託を行うものとする。

(事務報告等)

第12条 取扱金融機関は、月末ごとに旭川市中小企業振興資金貸付名簿（共通様式第4号）、旭川市中小企業振興資金貸付残高及び処理状況（共通様式第5号）を資金別に作成し、翌月7日までに市へ報告するものとする。

2 市は、各月の新規融資の実行実績について、前項の旭川市中小企業振興資金貸付名簿（共通様式第4号）により確認手続を行い、月末までに取扱金融機関へ確認通知を行う。

3 市を除くあっせん機関は、月末ごとに融資あっせんの実績を、旭川市中小企業振興資金融資あっせん実績報告書（共通様式第6号）により、翌月7日までに市へ報告するものとする。

(期中管理)

第13条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

2 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

3 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

4 取扱金融機関が上記（2）の報告を行わなかった場合は、信用保証協会に対し、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

5 この項は、令和4年10月1日保証申込受付分から適用するものとする。

(その他)

第14条 市は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は借受人に対し、借受人の事業及び財務の状況について説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧若しくは資料の提出を求めることができるほか、借受人の事業所等へ現地調査ができるものとする。

2 市は、借受人が申込みの資格を欠き、あるいは関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用、融資条件に反する等、この要領の定め違反する事項があると認めるときは、取扱金融機関と協議の上、返済期限前であっても制度融資の取扱いを取り消すことができるものとする。

3 市は、借受人が、融資実行後に関係法令違反などにより社会的信用を著しく損なったものと認めるときは、制度融資の取扱いについて、取扱金融機関と別途協議することができるものとする。

4 取扱金融機関は、借受人の突発的な事由などにより、貸付条件の変更が必要と認められた場合は、別に定める貸付条件変更要領に基づき、貸付条件の変更をすることができる。

5 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による特例中小企業者の認定を受けたものが、その認定事由である信用収縮から経営に支障が生じ、これを安定化させるための資金調達である場合に限り、危機関連保証を付して市融資制度を利用することを可とする。ただし、各個別要領等で定める融資対象等の条件を満たすこと。

6 その他、この制度の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針に定めるものとする。

(別表)

取扱金融機関
北海道銀行
秋田銀行
北陸銀行
北洋銀行
北空知信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
北見信用金庫
遠軽信用金庫
商工組合中央金庫
北央信用組合

※いずれも旭川市内の本支店